

# ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画案の概要

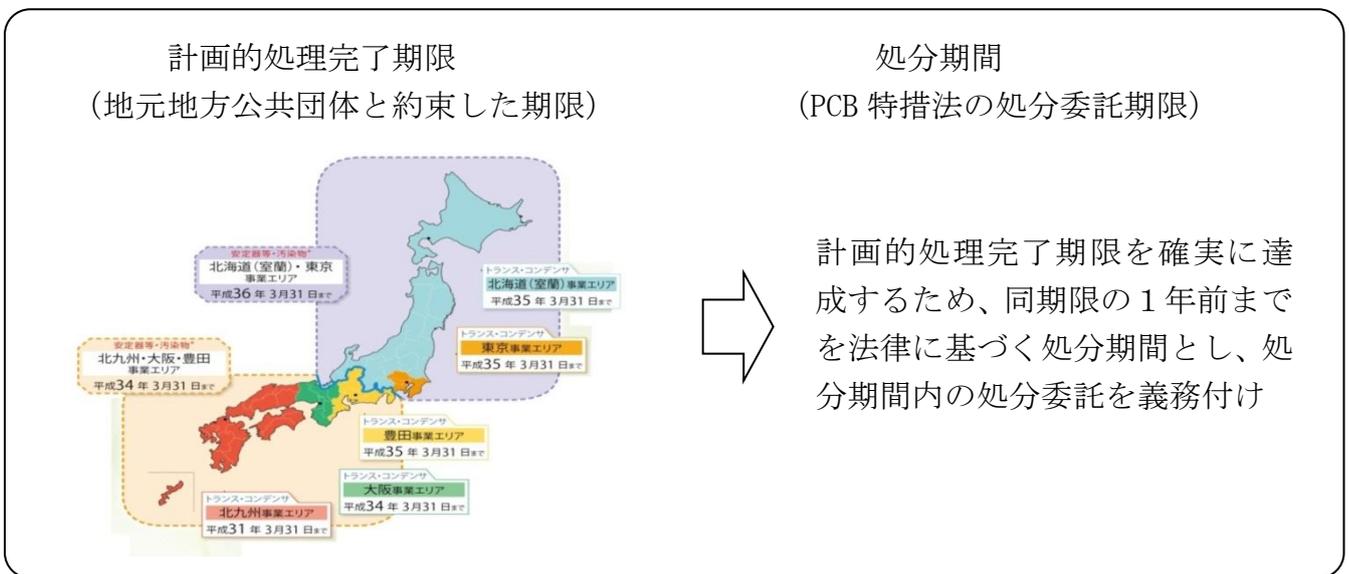
## 第 1 章 PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関する基本的な方針

### (1) 基本的な考え方

- 高濃度 PCB 廃棄物は、JESCO の拠点的広域処理施設を活用して処理
- 低濃度 PCB 廃棄物は、民間事業者の無害化認定施設等を活用して処理

### (2) 処理期限等

#### ① 高濃度 PCB 廃棄物



#### ② 低濃度 PCB 廃棄物

平成 39 年 3 月 31 日までの処分を義務付け

### (3) 役割分担

保管事業者・所有事業者	・ PCB 廃棄物・PCB 使用製品の確実な処理・廃棄
処分業者	・ 安全を第一とした適正かつ確実な PCB 廃棄物の処分
収集運搬業者	・ 安全かつ効率的な収集運搬の実施
製造者	・ PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理の円滑な推進に協力
国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ PCB 廃棄物の処理体制の確保</li> <li>・ 都道府県市の取組支援</li> <li>・ 特に必要な場合には、国自らも立入検査等を実施</li> </ul>
地方公共団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 掘り起こし調査の実施</li> <li>・ 保管事業者、所有事業者への指導等を実施</li> </ul>

## 第 2 章 PCB 廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み

### (1) 高濃度 PCB 廃棄物

#### (現状)

	平成 27 年度の保管量	平成 27 年度の所有量
大型変圧器等	3,313 台	335 台
大型コンデンサー等	67,378 台	12,637 台
安定器	3,781,921 個	79,785 個
小型変圧器・コンデンサー	598,804 個	1,136 個
その他汚染物等	660 トン	-

#### (処分量の見込み)

	平成 27 年度までの 処分量	平成 28 年度以降の 処分量
大型変圧器等	13,299 台	3,648 台
大型コンデンサー等	234,421 台	80,015 台
安定器	1,978,205 個	3,861,706 個
小型変圧器・コンデンサー	647,209 個	599,940 個
その他汚染物等	280 トン	660 トン

※これらのデータについては、最新のデータを毎年度公表するものとする

### (2) 低濃度 PCB 廃棄物

- 平成 28 年 3 月 31 日現在の推計値としては、柱上変圧器以外の電気機器が約 120 万台、柱上変圧器が約 100 万台、O F ケーブルが約 1,400 キロメートル存在する  
と考えられるところ
- 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品は、ポリ塩化ビフェニル汚染の有無を実際に分析しなければその該当性を確認できない  
ものが多いといった課題を踏まえ、今後、正確な全体像を把握することとし、そ  
のための方策について検討

## 第 3 章 PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理を計画的に推進するために必要な措置に関する 事項

### (1) 高濃度 PCB 廃棄物・高濃度 PCB 使用製品の掘り起こし調査の強化

- 各都道府県市は、具体的な目標期日を定め、PCB 特措法に基づく報告徴収や立入検  
査権限を積極的に活用し、一日でも早く掘り起こし調査を終えること（電気事業法の

電気工作物に該当するものは、国が同法により立入検査等を実施して調査)

- 国は、各都道府県市の取組を支援するとともに、その進捗状況をフォローアップ。特に必要な場合には自ら立入検査等を実施。また、国（環境省、経済産業省）、都道府県市、電気保安関係者等の関係者から成る「早期処理関係者連絡会」を活用し、関係者間の連携を強化

## （２）高濃度 PCB 使用製品の廃棄促進

- 計画的処理完了期限内の JESCO への処分委託を確実なものとするため、PCB 特措法に基づき、高濃度 PCB 使用製品の廃棄を義務付け（電気事業法の電気工作物に該当する高濃度 PCB 使用製品については、同法に基づき、使用の廃止を義務付け）

## （３）高濃度 PCB 廃棄物の JESCO への処分委託促進

- PCB 特措法に基づく改善命令等の措置を活用し、処分期間内の処分委託を担保
- PCB 廃棄物処理基金による中小企業者への支援の実施
- 保管事業者の破産、死去等による処理が滞っている事案に対しては、都道府県は行政代執行を行い、国は必要な支援を行うとともに、PCB 特措法の規定を踏まえ、関係事業者に協力を要請

## （４）低濃度 PCB 廃棄物の処分推進

- 低濃度 PCB 使用製品の所有実態・低濃度 PCB 廃棄物の保管実態を把握するとともに、処理体制の充実・多様化を推進

## 第 4 章 PCB 廃棄物の処理施設の整備その他 PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項

### （１）高濃度 PCB 廃棄物の処理の推進

- JESCO は、安全を第一として適正かつ確実な処理を実施。また、関係者と十分な連絡調整を行った上で、高濃度 PCB 廃棄物の計画的かつ一日も早い搬入に向けた取組を推進
- 都道府県市は、その管内の PCB 廃棄物・使用製品の状況を把握するとともに、処分期間内の処理委託を確保するため、事業者に対し必要な指導等を実施
- 国は、都道府県市の掘り起こし調査及び保管事業者・所有事業者への指導等の進捗管理を行いつつ、都道府県市の体制面の強化や技術面の支援を検討。特に必要な場合には、国自らも事業者に対して立入検査等を実施

## (2) 低濃度 PCB 廃棄物の処理の推進

- 廃棄物処理法に基づく都道府県市による特別管理産業廃棄物の処分業の許可制度に加えて、民間事業者の無害化処理認定施設による処理体制の充実・多様化を進めるとともに、その処理料金の低減を図ることにより、安全かつ効率的な処理を推進

## 第5章 政府が保管事業者としてその PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理のために実施すべき措置に関する事項

- 各省庁は、その所掌事務に係る施設・事務所・事業所において自らが保管・所有している高濃度 PCB 廃棄物等の率先処理に当たっての実行計画を策定し、計画の実施状況を毎年度公表

## 第6章 PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関し必要な事項

- 本計画の進捗状況は、少なくとも1年ごとに、必要に応じて更に短い期間で点検を実施。計画的処理完了期限の達成が困難と認められれば、更なる追加的方策を講じることを躊躇せず、本計画の見直しを行うこと
- 改正 PCB 特措法の附則に基づき、改正法の施行後5年以内に、PCB 特措法の見直しを検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるとともに、それに併せて本計画についても見直し